

会 長 談 話

本日、神戸地方裁判所において、当会会員である堀江幸弘会員につき、有印公文書偽造・同行使の罪により懲役1年6月、執行猶予4年の有罪判決が宣告されました。

改めまして、当会会員の重大な犯罪行為によって上記会員の依頼者はもちろんのこと、司法関係者に多大なご迷惑をお掛けしたことをお詫び申し上げます。また、裁判制度において高度の信頼性が求められる判決書が偽造されたことによって、判決書に対する信頼が損なわれたばかりか、司法制度の根幹を揺るがす結果となってしまったことについて、遺憾の意を表明いたします。

当会としては、上記有罪判決が宣告されたことを真摯に受け止め、当会の全会員に向けて、基本的人権擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士として高度な職業倫理意識が求められていることを発信し、再発防止に向けて取り組んでいく所存です。

2017年（平成29年）7月4日

兵庫県弁護士会

会 長 白 承 豪